

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第5回）議事録

- 1 日時 令和6年12月16日（月）15:30～18:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第8号館特別大会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、伊永委員、滝澤委員、仲上委員、日高委員、増田委員、
山田委員

【公正取引委員会事務総局】

岩成経済取引局長、佐久間官房審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、
こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ ヒアリング

一般社団法人新経済連盟からのヒアリング

○ 討議

法第5条に係る規定についての討議

○依田座長 それでは、定刻になりました。ただいまから第5回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、川濱委員、榊田佳江委員が御欠席です。伊永委員、仲上委員及び山田委員はオンラインで御出席いただいております。また、石井委員は16時30分頃からオンラインで御参加される予定です。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

○稲葉室長 本日は、まず一つ目の議題といたしまして一般社団法人新経済連盟からのヒアリングを行います。新経連の皆様には会場及びオンラインで御参加いただいておりますが、スマ

ホソフトウェア競争促進法の下位法令や運用に対する御意見などについて御説明を頂き、委員の皆様と御議論いただきます。また、ヒアリングの終了後、二つ目の議題としてスマホ新法第5条に係る規定について事務局から説明をいたしまして、委員の皆様と御議論いただきます。

なお、本日の資料2については新経連より非公表としたいとの御要望がありましたので、非公表とさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の御確認を経た上で公表いたします。

また、本日もこの後、記者ブリーフィングを予定しております。個別の具体的なやり取りについて言及はいたしません、特に記者に対して発言を控えるべき内容などありましたら、その旨おっしゃっていただきますようお願いいたします。

以上になります。

○依田座長 それでは、本日の議題に進みます。

まずは資料を基に新経済連盟の皆様から15分ほどで御説明を頂きます。その後、委員の皆様から御意見や御質問を頂き、新経済連盟から御回答いただければと思います。御意見、御質問については、本日は山田委員から、名簿の下から順番をお願いいたします。

時間の都合上、お一方当たりおおよそ6分程度でお願いできればと考えております。御発言が一巡した後、お時間があれば追加の意見などを伺います。

それでは、新経済連盟から御説明をお願いいたします。

○新経済連盟（伊藤） 新経済連盟でございます。本日はこのような機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして御説明の方をさせていただきたいと存じます。

まず、本日お伝えしたいことから始めさせていただきたいと存じます。

特定ソフトウェア提供事業者が寡占状態にありますことは、アプリ事業者におきまして様々なビジネス上のやりにくさ、例えば手数料の負担ですとかOS機能へのアクセス制限等がもたらされてしまっているほか、事業者のみならず消費者の皆様、利用者の皆様方においても自由な選択がなかなかできにくい等の不利益がもたらされているという現実がございます。この検討会の取りまとめの方向性次第では、こうしたルールが事実上固定されてしまい、自由な競争が妨げられる状態が継続されてしまうおそれがあることから、そうした実態を正確に把握すること、また、法目的の実現のための議論が更に深化したものとなる必要があると考えて

ございます。

本日私どもの方からはこの現状に対する認識、それがもたらす弊害、こうしたことを背景としまして私どもが考えます留意事項について説明をさせていただきたいと存じます。

まずは現状に対する認識からでございます。

日常生活におきまして様々なサービスを享受する上で、もはやスマートフォンは欠かせない存在となっております。いわゆる生活のインフラとなっている状況でございます。そうしたことから、モバイルOS等の利便性を享受できますことは、もはや基本的人権であるというふうに考えているところでございます。

他方、申し上げましたとおり特定ソフトウェアに係る市場は寡占状態にありまして、結果、スマホ上でサービス等を提供する事業者にとってアプリストアの選択肢がほかにならないことから、高額な手数料を課されたり、あるいはOSの機能制限等を強いられたいしてしまう状況が生じている次第でございます。

こちらは皆さん御案内のとおりかと思いますが、ゲームで申し上げますと、iOSにおきましてはApp Storeがアプリストア市場を独占しておりますし、AndroidにおきましてはGoogle Play Storeがほぼ独占状態という状況にございます。

AppleではApp Store経由以外のアプリのインストールはセキュリティの観点から原則認めていないということでございますが、他方、Googleではほかのアプリストアを許容しています。ただ、その一方でそうしたセキュリティの懸念や深刻な問題が発生したという事象は聞こえてこないというのが現状であるかと認識しているところでございます。また、各種の政府の実態調査におきましても、消費者にとって分かりやすいベネフィットがあれば新しいアプリストアが利用される、そうした余地があるということ、あるいはほかのアプリストアの利用を許容した場合にあってもセキュリティを確保する方法がなくなるわけではないということが示されている次第でございます。

少しグローバルに目を転じてみますと、EUでは既にほかのアプリストアを使用した場合にAppleが別名目の手数料を徴収するようなシステムを導入しておりまして、欧州委員会におきましては、こうした代替配信チャンネルの使用妨害や迂回禁止の義務について懸念と感じ調査を実施するような事態となっている次第でございます。

こうしたことから起きます弊害面について次は触れさせていただきたいと思います。

特定ソフトウェア提供事業者は、その優越的と言える地位を通じまして次のような行為を行

っており、これによりましてアプリ事業者等のビジネス機会の拡大が阻害されていると認識をしている次第でございます。

一つ目は、アプリストアが事実上独占されていることによりまして、何度も申し上げておりますとおり、決済手数料を含めまして各特定ソフトウェア提供事業者のルールが強要されているという実態がございます。それから、また後ほど御説明申し上げますけれども、ビジネス条件に関して片務的な要求がなされたり、また、個別のサービスにおいても、リッチコミュニケーションサービスなど特定のサービスに関するOS機能へのアクセス制限が課されたり、そういったことが行われています。

また、消費者におきましては、本来選択できる支払手段等を選択できなかったり、本来必要のないコスト、高額なサービス・価格のみならず手間暇がかかったり、そういうケースに直面しているという状況にあると認識してございます。

一方、アプリ事業者等におきましては、こうした不公正な契約内容等があったとしても、例えば守秘義務契約の制約やビジネス上の報復の懸念から公的機関等に対してそうした情報をなかなか提供することができない、躊躇してしまう。そのため、なかなか外部からはそうした正確な実態を把握することが容易ではないという状態に陥っているということを、私どもとしてはまた認識しているところでございます。

次に、アプリストアにおける競争制限行為の影響につきまして、まずはアプリ事業者の方の負担の観点から見ていきたいと思っております。

アプリストアはそうしたアプリ事業者にとって顧客接点として極めて重要な販路となっております。こうした重要性がありつつも、高額な手数料や決済システムの利用が強制されたり、あるいはルール変更への対応コスト等が生じたりしているというのが、申し上げましたとおり弊害として残っているところでございます。例えば事業者が事業を検討するに当たっては、手数料が高いこと、これが足かせとなりまして事業に躊躇してしまう、機会逸失という事態に陥ってしまうこともありますし、また、消費者の決済情報はなかなか事業者の方に落ちてこない。その結果、詳細情報を得られないがために顧客対応に支障を来すような事態も生じているというようなことが声として寄せられているところでございます。

手数料につきましては、利益ではなく売上げにかかります。そのため、結果といたしまして相当数の利益の圧迫を受けてしまうというところがございます。

次に、消費者目線、利用者目線での課題でございます。

結果的に高額な手数料は消費者価格に転嫁されてしまっている可能性が否定できないと言えます。価格が高止まるとともに、モバイルアプリでグッズやコンテンツ等を購入しようとする場合に決済がそのアプリでしか行えない一方で、ウェブで購入の方が安いというケースも往々にしてありますが、そういった選択をすることができないという状況がございます。

また、アプリで視聴・閲覧するコンテンツ等があっても、アプリの販売においては、先ほど申し上げましたように事業者の手数料がなかなか看過できない額であるために、わざわざ決済のみをウェブで行うように事業者の方から仕向けられるというケースも存在します。結果として、利用者はそういうコンテンツの購入と視聴・閲覧との間でまた仕組みを変えなければいけないという不利益を被っている状況にあると見てございます。

今度は個別具体的なサービスの方の事例に入っていきたいと思います。

こちらはApple社のケースでございますが、その中におきましてタッチ決済アプリのお話を少し紹介させていただければと存じます。

スマホのタッチ決済は端末に搭載されておりますNFC（近距離無線通信）チップを介して行われているところでございますが、Apple社におかれましては、このNFCへのアクセス処理ができるAPI仕様を一部しかオープンにしていない。そうした状況によりまして、タッチ決済アプリの開発がなかなか困難になっているという状況でございます。

さらに、Apple社はこうした機能にアクセスする権利自体をビジネス上の取引材料として使用していると。具体的な例でございますけれども、アプリ開発後のマーケティングプランに具体的な指示をしてくる。例えばApple社の決済システムをこういうサービスに入れてくれとか、そういったことを言ってくる例が実際あるように聞いてございます。そうしたことですとか、高額なマーケティング費用を負担するよう要求する、そういったケースがあるというようなところでございます。また、UI／UXへの指示などもございますし、定期的なレポートの提出が求められたりするケースがございます。

こうしたことを今後はセキュリティを理由に突き付けてくる可能性があるということから、最後にまた申し上げたいと思いますけれども、新法の正当化事由の濫用を防止するような仕組みを講じるべきだと考えている次第でございます。

こちらでもApple社の例になってしまいますが、モバイルアプリにおける支障例について御紹介させていただきたいと思います。

Apple社のOS、iOSでは通話通信に必要となるAPIの仕様が一部しかオープンにされ

ていないというところでございます、こうした状況を何とかすべく事業者の方でもAPI接続ができるように独自の技術で克服したような例もありますが、そうした場合におきましても、結果としましてそういったサービスを使わないようにという指導を受けると。その理由がUI／UXの統一性ということですが、要は特定のアプリを使うことが消費者の利便だということを言っているように理解をしてございますが、そういう環境を維持することに目的があるのではないかと考えているところでございます。

iOSの特定機能へのアクセスをこうして制限しているわけでございますけれども、これによりまして例えばAppleの標準通話アプリ以外での通話アプリでは着信履歴が残らないというところから、これを利用して折り返し電話ができなかったりする例もございますし、また、Appleのメッセージングアプリと他社のメッセージングアプリの間でのメッセージのやり取りができなかったり、そういった事例が生じてございます。

なお、これはApple社に限られたことでして、Google社の製品では見られない症状となっております。

iOSにおいて見られますこうした競争制限行為を抑止するとともに、後付的にセキュリティといった正当化事由を盾にこうした行為が正当化されることのないようにしていく、そうした措置が必要であると考えている次第でございます。

最後になりますが、そういったことを受けまして、留意事項を都合9点まとめさせていただきました。

公正かつ自由な競争促進及び消費者選択を維持するために、法目的に沿った確実な法執行が極めて重要であると考えてございます。特にアプリストアの利用環境の改善ですとかOS機能の開放が本問題の一番のメインのところでありまして、アプリ事業者等にとって納得感のある水準・内容となる政令、規則及びガイドライン等を制定していただくことを、期待といいますか、要望させていただきたいと思います。

その上で、法執行に当たりまして考慮いただきたい点、先ほど申し上げました9点を述べさせていただきますと存じます。

まずは具体的な課題の解決に明確に資する下位法令及びガイドライン等とすべきでありまして、そのためにも特に法律第5条から第13条の禁止行為・遵守行為を明確化すること、政令、規則及びガイドライン上で明確化していくことが重要であると考えてございます。

また、規制対象事業者におきましても、法律第14条に規定がございます報告書において、こ

れら第5条から第13条の規制を遵守するために必要な措置を可能な限り具体的かつ明確にするとともに、これを迅速に公表することとすべきと考えます。

正当化事由の内容と運用につきましては、競争政策の観点から厳密に判断すべきであり、法律で規定されておりますセキュリティ、プライバシー、青少年保護に対象を限定すべき。つまり正当化事由が拡大されまして、規制対象事業者の裁量が広がることがないようにすべきと考えてございます。

正当化事由に関しましては、次に掲げます事項をルールとして明確にしておくべきであります。一つ目は、正当化事由に関する立証責任は規制対象事業者にあり、規制対象事業者はアプリ事業者へその説明責任を果たす義務があること。セキュリティ、プライバシー、青少年保護といった法律に書かれております正当化事由を理由にする個々のケースにおきましても、具体的に何が問題なのか及びほかの行為によってその目的を達することが困難であるとする具体的な理由についても明確な立証が必要であると考えてございまして、それを公正取引委員会にも報告すべきと考えてございます。

規制対象事業者が主張する正当化事由が法律における正当化事由として認められる判断基準・判断期限、これにつきましても明確に示していただきたいと考えてございます。

そして、規制対象事業者は先ほど申し上げました第14条の報告書におきまして、正当化事由に該当すると考えられる具体的なケースを示すとともに、アプリ事業者からの要請への対応期限、どのような要請が来た場合にはいつまでに対応する、こういったものを明確にする、そのような期限等を明確に設定しておく、そういったことが必要であると考えてございます。

次に、欧州委員会でも懸念されているということを申し上げましたけれども、規制対象事業者による迂回行為の禁止をガイドライン等において明確化していただく必要があります。

また、規制対象事業者によってアプリ事業者が泣き寝入りするような事態がやはり生じるおそれを防ぐためにも、規制対象事業者とアプリ事業者との継続的な対話を可能とするプロセスをきちんと制度化しておくことが必要であると考えます。

一方、今後も新しい問題が発生した際に柔軟に対応することができるように、ガイドライン等を適宜見直す等の柔軟性を有した仕組みにもしておくべきと考えます。

また、確実な法執行のためにも公正取引委員会自体の組織も強化をしていただく必要があると考えます。人員を増やすとか専門性を強化する、そういったことが対策として必要であろうと考えます。

最後になりますが、特定ソフトウェアの提供主体は現在のところ海外事業者でありますことから、こうした海外事業者に対しても有効な執行ができるような仕組みとすべきと考えてございます。

雑駁ではございますが、新経済連盟からの説明は以上となります。

○依田座長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員から御質問、御意見を頂き、1問ごとに新経連様から御回答いただきたいと思っております。お時間については委員お一人当たり最長6分程度と考えております。それを超える分については、2巡目をお願いできればと思います。

それでは、本日は山田委員からお願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。非常に分かりやすいプレゼンテーションで参考になりました。

一つだけコメントも兼ねて御質問できればと思いますけれども、この検討会はセキュリティやプライバシーをどう守るのかという正当化事由についてどこで線を引くのかというところに焦点が多く当たっているという気がしてしまして、こういうセキュリティやプライバシーという点、これを保護する責任というのは、ある意味OSを持っているプラットフォーマーだけではなくアプリや新しく参入するアプリストアを作るディベロッパーの会社も当然、システムを提供する人全てに関わってくる責任だという点には皆さん異論ないと思います。

今回競争を促進するということでプラットフォーマー側もこれまでやっていたようなやりやすいメカニズムというのができなくなる。なぜならば、競争が大事だからということで、様々なアプローチがあると思うのですけれども、欧州だととにかくもう全部まず開けた上で、どういう弊害が出るのか、ある意味社会実験をして、何か悪いことが起こってきたらそこでどう線を引くというのを決めると、最初からなかなか線は引けないのだというようなアプローチを取っているということが言われているわけですが、逆にそうであれば、だからこそ今度ディベロッパーの方でもそれぞれのアプリやアプリストアが脆弱性を持たないような手当てをする必要がこれまでよりも高くなるという相関関係はやはりあると思います。

端的には何か重大インシデント、結構最近起こっていますけれども、それが何か起こったら特に欧米だと被害者から集団訴訟とか様々な訴訟が起こるというのが起きています中で、この波というのは絶対日本にも遅かれ早かれ来るだろう、ということで、我々の業界だと結構みんな身構えているわけですが、そういう時代に日本もなってしまったときに、その文脈で結

局OSを持っているプラットフォームが今までどおりの管理ができなくなる、新法である程度対策のために使えるツールが限られるということになると、これまでよりも責任の配分、訴訟のときに誰が悪かったのかというような話になったときにディベロッパー企業にも責任の配分が大きくなるということは避けられないのではないかという気がしています。

プレゼンの中で手数料が高いなどのコメントがあって、我々の一番心配な点というのはやはり小さめのディベロッパーでセキュリティ対策に限界がある例もあるという点。資金力に限りがあるといったようなニュアンスをプレゼンの中でも様々メッセージを頂いたと思いますけれども、実際問題としてディベロッパーも大きいディベロッパーから小さいディベロッパーまであると思いますが、特に小さいディベロッパーがセキュリティやプライバシーの保護に必要な技術的な措置を取るための投資をする余裕がそもそもあるのか、あるいはないのであれば先ほど言ったような訴訟が増えているというときに、どのような解決策を用意すべきなのかとか、この新法を作ったために結果的にディベロッパーが訴えられるようになってしまうといった懸念あるいは何か対策についてお考えがあれば伺えればと思いました。よろしくお願いします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

新経連様、御回答をお願いいたします。

○新経済連盟（小木曾） 御指摘ありがとうございます。

非常に重要な御指摘と思っております、まずプライバシーやセキュリティの問題について、これはやはりどの事業者だけやらなくていいとか、どこかしかやらなくていいという問題ではないと思っていて、全体の底上げをしていかなければいけない問題だと、これはおっしゃっておりだと思っております。また、それについては公正取引委員会の所掌する法律の範囲で全部それを対応するというものでもなくて、競争政策とは別の文脈できちんとやらなければいけないというところで、政府全体の問題であろうと思っております。

例えば必要な支援措置とかそういうものについてもやはり必要だろうと思うところがございます。なので、我々としてもその辺について、官民連携の中でどういうことができているのかを考えていく必要があると思っているのが1点。

あともう一つ、必ずしも今回の競争政策とプライバシー、セキュリティというのがトレードオフと、何か二項対立みたいな単純な話でもないだろうと当然思っていて、例えば今後運用の中でディベロッパーと指定事業者との間で具体的な話が正当化事由の議論などを通じて具体化

する中で、例えばそのディベロッパーはプライバシーやセキュリティが確保できているのか、という話にもなってくると思います。その中で、当然あなたたちディベロッパーはプライバシーやセキュリティというのがどのように担保されていないから私たち指定事業者は正当化事由を言うのだということは、それはそれでまず明確に言ってほしいのですが、それに対してディベロッパーも、いや、そういうことではなくて、という議論が起こることになると思います。

まずきちんとした説明がないと議論のしようがないので、明確にまずは指定事業者の方にそこを説明してほしいのですが、それに対して言っている指摘は指摘に当たらないとか、ちゃんと水準を確保していますみたいな議論というのが起こってくると思います。そういうやり取りの中で当然鍛えられていく仕組みになっていくと思いますので、一番良いのは、そういうことになっていくところに政府としてどういう支援ができていくのか、これは政府全体で考える必要が引き続きあるし、経済界としても考えていく必要があるかなと思っております。

委員に対する御指摘に全部答え切っているとは私も思わないですが、取りあえず一旦これで御回答とさせていただきます。よろしくお願いします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

では、続きまして2番目になります。増田悦子委員からお願いいたします。

○増田委員 御説明ありがとうございました。

まず、私からは、決済システムについて別のものを使うことでよりよいものであるとおっしゃられていますけれども、具体的に例えばどういうものをお使いになろうとお考えになっているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○新経済連盟（伊藤） 御質問ありがとうございます。

なかなか日本国内でほかにアプリ決済事業を具体的に立ち上げているところがないので、何とも申し上げにくいところがありますけれども、やはり様々なサービスを比較してみて、その中で選べる環境にすることが一番大事だと思いますので、まずそのようなバラエティーがちゃんと出ること、そういったところを見させていただければと思ってございます。

○増田委員 ありがとうございます。

消費者からすると、安全な環境で、簡易な方法で価格が安いということがベストなわけで、それを目指していらっしゃるということだと思いますけれども、決済サービスも顧客対応の部分でかなり差がありますので、やはりそういうところを御検討いただく必要があるかと思いました。

もう一点、別の手数料、E Uなどで新たな手数料が徴収されているというような話も聞きまして、それによって負担が大きくなるということなのかもしれませんが、現状の年間売上げの30%という水準が引き下げられる可能性もあり、それとのバランスで具体的に本当に負担になるのか安くなるのかというところは、個別の事業者によって違いが出てくるのではないかととも思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○新経済連盟（伊藤）　ありがとうございます。

これは必ずしもアプリ事業者とは限らないと思いますけれども、決済システム手数料が乗っかっていることが一番問題であると思いますので、この部分があることで要は利益が圧迫されている、あるいは場合によっては利益が出なくなる可能性があるというところだと思います。これが縮小されればされるほど、要はその事業者としての裁量の増えるところが出てきますので、利益が大きくなったりですとか、その分価格を下げたりですとか、そういったことができるようになると思いますので、ダイレクトな回答になっていなくて恐縮でございますけれども、ここの負担をいかに下げていくかということが大事だと考えている次第でございます。

○増田委員　ありがとうございます。

最後になりますけれども、顧客の決済課金データがGoogle、Appleから提供されることが余りなくて非常に困るというようなお話も聞きましたけれども、Google、Appleによると、提供するシステムがあるとも聞いているのですが、実際のところはどうなのでしょう。

○新経済連盟（伊藤）　ありがとうございます。

これは私どもの会員企業から聞いた声をダイレクトに紹介させていただいたところであり、私もGoogle、Appleとはダイレクトに会話をしていないところがありますので、その詳細を把握しているわけではないのですが、まずメインの問題は手数料と言いながらこういう支払いも発生していますという、声として上がってきたものを紹介させていただいていたところでございます。

すみません、それ以上の答えが私どもの方では用意できておらず恐縮でございます。

○依田座長　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日高委員、お願いいたします。

○日高委員　御説明ありがとうございます。

私の方からは、今後の法執行に当たっての留意事項の一つ目のところになりますけれども、法律で規定されているセキュリティ、プライバシー、青少年保護に対象を限定すべきであると

いうところ及びOS機能へのアクセス制限の影響の部分について、どのように事業者とアプリストアの責任の分担というのを考えているかについてお聞かせいただければと思います。

より具体的には、Appleのメッセージング等の仕様の部分について事業者へ開放いただいていないという点について、Apple側としては多分この部分はセキュリティやプライバシーというところの懸念を主張される部分かと思います。このOS機能へのアクセス制限が開放された場合において事業者側はどのようにその責任を分担すべきだということの、お考えやこのように考えていけばいいのではないかという御意見があればお聞かせください。

○新経済連盟（伊藤） ありがとうございます。

まず現状を申し上げますと、モバイルアプリにおける機能の制限につきまして、あくまでも私ども新経連事務局が聞いている範囲では、セキュリティということではなく、UI／UXの問題ですというところ、セキュリティの問題は言わないだけなのかもしれませんが、少なくとも言われているのはUI／UXの問題と聞いています。なので、現状で私たちはあくまでもここはUI／UXの話だという認識ですので、後からそういうセキュリティですとかそういったものを正当化事由として突き付けてくるのは、それは後出しじゃんけんだろうと考えている次第でございます。

もちろんセキュリティは、先ほど山田委員からもお話がありましており、どの事業者においても必ず考えなければいけない最重要のところでもありますので、そこは規制対象事業者となるAppleと各モバイル事業者との間での条件でビジネスをするかというところの取組ですとか、そういうところで決まってくると思いますし、片方でGoogleでは実際そのような制約なくビジネスが行われているところ、では重大な問題が起きているかという、なかなかそういうニュースも聞こえてはこないところでもありますので、そこまでの問題には至っていないだろうと考えられることから、そこまで頑なにこの制約を維持する真つ当な理由はないのではないかと考えるところでございます。

○日高委員 ありがとうございます。

○新経済連盟（小木曾） 補足をさせていただきますと、先ほど山田委員におっしゃっていただいたことと日高委員におっしゃっていただいたことは通じる部分があると思っていて、責任分界というところでちょっと議論を分けなければいけないと思っているのが、セキュリティ、プライバシーや青少年保護というのをサービスの一環として誰がどのように担保しなければいけないかという議論をしなければいけないということだと思えます。それ自体は当然サービス

を提供する上ですごく重要な議論ですが、競争政策という分野の中でそれを議論するというよりも、そもそもセキュリティ政策やプライバシー政策あるいは青少年保護政策の中で、まず全体としてどう考えるかという議論があった中で議論していく話かと思っています。

その中で、一方で先ほどの私の話とまた議論が重なりますが、セキュリティ、プライバシー、青少年保護はおそらく指定事業者としてはそれらを正当化事由として言うということは、要するに当然まず第一義的に自分たちにそれらが問われるわけだから、開放した結果、セキュリティ、プライバシー、青少年保護での問題をもたらしてはいけないという考えがあるから正当化事由だと言われるのだと思います。そうだとすると、セキュリティ、プライバシー、青少年保護というのはどのようにそれが担保されるのですか、その責任分界から内実としてどのように担保されるのですか、という議論が当然指定事業者とディベロッパーの間で議論がされることになると思います。

ここで重要なのは、競争政策であるこの法律の中で必要なものは、あくまでも例外事由として載っているということと、あとは、まずセキュリティ、プライバシー、青少年保護というのがどのようなことを求めているのか、本当に正当化事由として言っていることなのかという説明も必要だし、取ろうとしている措置が手段として相当かどうか、これは今回の法律でも、目的に合致しているということと、手段が相当だという2要件からきちんと判断をするということが書かれていると思いますが、正にその議論を厳密にどれだけやっていけるかというところで、責任分界という言葉で議論すべき問題なのかどうかということも、若干この法律ではそれが正しいのかどうかというのは分かりませんが、今言ったような御懸念の背景はよく分かりますので、そういうことが正に議論されていくような環境を作らなければいけない。

ただ、いずれにしても我々の立場として言いたいのは、まだ現状だと正当化事由がブラックボックスで、何を満たすとオープンになったり、アクセスが自由になったりするかが分からないので、こういう措置を取ることによって逆にその議論が高まっていくことで全体としてセキュリティ、プライバシー、青少年保護を向上させていけば、先ほど山田委員からこの法律によって逆に下がってはいけないという話がありましたが、それは我々も全く同じ思いなので、ここは丁寧に議論していく必要があると思っています。

○依田座長　ありがとうございます。

それでは、続きまして、仲上委員、お願いいたします。

○仲上委員　丁寧な御説明を頂き、ありがとうございます。改めてアプリ開発、それから、

サービス開発における現状の課題をお示しいただいたところかと思えます。

質問になりますけれども、新経済連盟様の会員企業様でサードパーティーアプリストア、代替流通経路の制度の活用を検討されている企業様がいらっしゃるものかと考えております。先ほどからも議論の中にありましたけれども、責任分界点というところもあるかと思えますけれども、ある一定の範囲でセキュリティ確保、プライバシーの保護、それから青少年保護という観点ではアプリストア側で担保していくべきものが今後出てくると考えておりますが、ここについてはなかなかこれまでの過去の議論を振り返っても技術的に難しい部分もあるかと考えております。

ガイドラインについても言及していただいておりますが、サードパーティーアプリストアのセキュリティですとかアプリストアが果たすべきプライバシー保護、コンテンツへのレギュレーション等について引き続き議論していく必要があるとは思いますが、サードパーティーアプリストアを形成していくに当たって、このような業界として持つべき自主規制やルール整備の観点での検討というものは新経済連盟の中で議論されたりはしていらないでしょうか。

質問は以上です。

○新経済連盟（小木曾） 御指摘ありがとうございます。

現状で自主基準を検討するという動きがあるかないかというところについては、まだそういう議論をしているという事実はございません。先ほど私が申し上げたとおり、言いたいことは今まで山田委員と日高委員に回答した内容と一緒に、また繰り返しになるので御回答しませんが、事実関係だけ述べさせていただきます。

○仲上委員 ありがとうございます。

すみません、同じような質問になって恐縮ですが、先ほど御回答いただいた内容で理解しております。

○依田座長 分かりました。ありがとうございました。

では、続きまして、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

正当化事由を限定すべきという御説明を頂いたと理解しておりますけれども、私の方からは、そこに関連してサイバーセキュリティの確保等の内容についてどのようなものを念頭に置いて考えておられるか、それから、正当化事由がある場合に適切と考えられる対応につきまして御

質問したいと思います。

資料には、セキュリティと書かれていまして、マルウェアとかウイルスとかいったものを一番に想定されていると思いますけれども、本法の指定事業者になるであろう事業者さんからのヒアリングによると、もう少し広い内容を念頭に置いているようでした。例えば、ダークパターンですとか詐欺を防ぐといった内容にも言及されていたので、そうした内容も含まれると考えるか、またサイバーセキュリティの確保等としてどこまで含むべきと考えているか、教えていただければと思います。

様々なディベロッパーさんがいらっしゃいますので、例えばアプリを入れたら端末が発熱して危なくなってしまうとか、そこまでいなくても急に動作が重くなったり電池の消耗が激しくなったりして、スマホがうまく動かなくなるというようなこともあるかもしれません。私はテクノロジーのことはよく分かりませんので、そのようなことは起きませんというのであればそのように御回答いただければと思いますけれども、もしそういう事象があり得るとしますと、それは消費者にとって不利益だと思われそうですが、そのように予定したとおりスマホが動かないとか物理的に少し危険とか、そういうものも含めて考えているのか。具体的に資料にいうセキュリティの内容としてどのようなものを念頭に置いて先ほどの御議論をされたのかというのを教えていただきたいと思います。

その上で、そのような問題が認められて、例えば探知したアプリストアやOS事業者が何か対応する、削除するという場合に、資料には、警告もなくアカウントが強制停止されて困ったというような事例があったと思いますが、本当に問題があるものはアプリストアやOS事業者が見つけた場合には、当然セキュリティの観点から削除するということがあり得ると思いますけれども、その場合、ではどのようにするのが困らない対応になるのかという点について、御見解があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○新経済連盟（伊藤）　ありがとうございます。

まず御質問、セキュリティの範囲はどこまでかというところがあったかと思います。私たち新経連はそこまで専門的な知識を何か備えている、要は事業者ではないところでありますので、その質問にお答えしにくいところがありますが、例えばダークパターンの方に流れてしまうですとか、あるいは犯罪に走ってしまうですとか、そういったことも込みでセキュリティに入るのかと思うところでございます。あるいは後段で御質問のあったところ、アプリ事業者にとってどのような方法がやりやすいのかというところにつきましては、そこは私どもの留意事項

の中で示しましたように、常に規制対象事業者とアプリ事業者との間でコミュニケーションが行われる環境にあることが重要だと思いますので、その中で必要に応じてアプリのこの部分を公開すべきとかそういったものが提示されて、要は突然何か一方的な話によりサービスの提供ができなくなったとか、そういったことがないようにする、そのような措置が組み込まればよいのではないかと考えているところでございます。

○新経済連盟（小木曾） 少し補足をさせてください。あと、一部誤解があるといけないので念のため申し上げます。

まず、セキュリティは指定事業者の方が、どう考えるかというのを、むしろきちんと示さなければいけないということを御提案していますけれども、一方でセキュリティだけの話をさせてもらおうと、割とセキュリティ自体はセキュリティの村があって、そこで様々な議論をされてきて、普通セキュリティには3要素というのがあって、それに該当しているかというある一定の議論の要素があるので、その中でダークパターンの話とかバッテリーの話とか、正面からセキュリティの問題だということになるかどうかということ、少し違うような気がします。なので、セキュリティというのは確かに何をもってセキュリティと言うのかということ自体もよく議論をしていただかないと、捉え方が違うということになると実際の運用が極めて難しいと思います。

なので、我々としてはセキュリティ、プライバシー、青少年保護というのは、これは割と外延が広い言葉だと思うので、それを言うだけでは全然正当化事由の立証責任を果たしたことはならないということを言っていて、これを要するに細かく因数分解をしてしゃべっていただかないと多分それに足る議論というのができないだろうと思っていますということが言いたいことで、補足をさせていただきました。よろしくお願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。そうしましたら、もう一問質問させていただきます。

先ほども質問がありました点ですけれども、手数料が高いとおっしゃっていましたが、この手数料の徴収の仕方につきまして、売上げに対して何%という計算式がよろしくない、手数料の内容と連動していない、というご趣旨が強いのでしょうか。つまり、例えばアプリをアプリストアに上げたら幾らとか、アプリの売上げごとに幾らという方が、技術料という形で、例えばセキュリティを確保するという名目とより比例した手数料になるような気もするのですけれども、手数料の計算式のあり方などについてお考えがありましたら教えていただければと思います。

○新経済連盟（伊藤） ありがとうございます。

ここで私どもが言いたいのは、今特定の1社しかこのようなサービスを提供しておらず、そこがこのような計算式で手数料を徴収している、この環境がよろしくないということでございます。なので、このような事業者があってもいいのかもしれませんが、他方でほかの事業者もあって、その事業者は別の今おっしゃったような技術料ベースで手数料を算出して提示するなり、別の方法を取るような、様々な手数料の徴収の仕方を比較できる環境を作っていくことが大事だろうと考えているところでございます。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、伊永委員、どうぞお願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。

プレゼンテーションもありがとうございました。最後の留意事項という点で重要な対応すべき事項を列挙していただいたと思っています。方法論こそ違うかもしれませんが、着地点、目指すべき姿というのは、私は共有できたと思っております。

その上で、現実には起きている問題や障害について教えていただきたいので、2問ほど質問させていただきます。

1問目は、条文ですとスマホ新法の5条に該当しますが、5条ではデータの不当な利用を禁止する規定があります。要は、AppleやGoogleのOS事業者は、個別のディベロッパーが作ったアプリを通じて様々なデータを取得することができますので、そのデータを自らのAppleやGoogleの自社アプリで利用して開発もしくは運用したということがあると、競争者が一方的に不利になります。5条は、そういったデータの使い方を禁ずるという規定になりますけれども、実際そのような行為があったかにつきましては今回の御報告にはありませんでしたが、現実には起きている障害として、GoogleやAppleがディベロッパーの個別アプリを通じて得たデータを自らのアプリに活用したという事例があるのかないのか、その辺りが分かるようでしたら教えていただければと思います。

まずは、この質問に対するご回答をよろしくお願いいたします。

○新経済連盟 御質問ありがとうございます。

私どもが聞いている声としましては、そこまで具体的な話はこの点においては及んでいない感じでございます。ただ、その片方であるのは、実際そういう事態が発生しているのか、していないのか分からない、検証しようがないという状況かと思っておりますので、そのような状況をど

うしていくのか。要はそこに対して透明性ですとか、そういったものを求めていく必要があるのではないかと考える次第でございます。

すみません、簡単でございますが、以上でございます。

○伊永委員 ありがとうございます。続けて2問目、よろしいでしょうか。

二つ目は、8条1号の話になります。Appleの方は外部課金システムを現在開放しておりませんが、Googleの方はパイロットプログラムということでユーザーチョイスビリングという外部課金ができる方式を提供しています。ところが、ユーザーから見て代替的な課金手段として提供できていないのだと思いますけれども、ほとんど利用が進んでいないということで、昨年度は代替的な課金APIというのを導入して、この利用が促進されるように図ったとGoogle社から聞いております。この課金APIを使ってユーザーチョイスビリングを利用したという企業が新経連の加盟会社におられるかどうか、それで実際に使ってみてどうであったかというのをお知りになっているようであればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○新経済連盟（伊藤） ありがとうございます。

残念ながら私どものところにまでそのような声は届いていないところでございます。もし何か私どもの会員企業さんの中に利用例がございましたら、また後日御報告とさせていただきますと存じます。

○新経済連盟（小木曾） 伊永委員、ありがとうございます。

先ほどの質問と併せて補足的に、最初御指摘いただいたほかのところではデータを使っているかもしれないと、これはなかなか本当に使っているというのをアプリ事業者から証明するのは結構難しいので、確実にこれという事例が出せていないのですが、一方でそういう可能性について十分にあり得る話だと思いますので、こういうことについてもちゃんとしてはいけないことをガイドラインで明確に書くということはすごく重要だと思います。

それから、外部に開放しても、迂回措置の禁止と言うと少し言い過ぎなのかもしれませんが、様々な代替措置を講じて、その代替措置の有効性がきちんとなっているのかどうかというのを検証した上で十分かどうかというのは、ずっとウォッチングしていかないと、その措置でも十分かどうかというところは分からないのかと。すみません、勝手に伊永委員はそういう趣旨でお聞きしているのかと推測して勝手に答えているだけですが、そういう御趣旨であれば迂回行為の禁止みたいな話のところとともに、やった措置の実際の効果検証みたいなことをしていくということを何か制度化していただけると非常に有り難いかと思います。

以上でございます。

○伊永委員 ありがとうございます。

ユーザーチョイスビリングの課金APIに関しましては、もし利用実績がないようでしたら、一度是非トライをしていただいて、何が障害になっているのか、それはデザインかもしれませんが、実際には更に手数料がかかるというような話もあるかもしれませんが、話だけでは実態がよく見えてきませんので、是非利用してみতেいきて、その利用感みたいなものをまたお伝えいただければ助かります。ありがとうございました。

○新経済連盟（小木曾） 現状のことはよく分かりましたので、補足の情報があればまた事務局の方にお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○依田座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、上沼委員から御発言をお願いいたします。

○上沼委員 プレゼンテーション、どうもありがとうございました。

多分既に山田先生や日高先生から御質問があったことに関係してしまうことではあるのですが、特にユーザー目線から一番気になる場所として御質問させていただきます。正当化事由の内容についてセキュリティ、プライバシー、青少年保護に対象を限定すべきとおっしゃっていただいているのですけれども、先ほどの話をまとめると、これ以外の部分はアプリ事業者なりが今後ディスカッションで決めていくべきことだということにおっしゃっているように思います。それを前提に、他の行為によってその目的を達成することが困難であるという立証をOS事業者さんの方にさせるという話についての疑問です。先ほどおっしゃっていただいたように今の日本の法律ではOS事業者がこれらを確保する義務がない状態なわけですね。なので、OS事業者が自発的にこれを行っている状態です。ところで、さきほどの話に戻りますと、例えば、アプリ事業者が自分の責任でこれを行えばよい、ということで他の行為によって目的を達成することができるということになり得ます。

今現在、セキュリティ、プライバシー、青少年保護を確保するための仕組みを例えばプラットフォーム事業者やアプリストアに負わせる仕組みがない状態で、自発的に、これらの確保をしていたAppleのOSを、ユーザーとしては、選択していたわけですが、仮に、Appleにこれらの自発的確保をもうやりませんと言われると、正直困ると思っています。なので、その辺りをどのようにお考えなのか。アプリ事業者としては、それを義務づける法律があったらそれをする、という話なのかもしれませんが、その辺の本音を伺いたいと思いました。

○新経済連盟（小木曾） ちょっと誤解してほしくないのが、多分上沼先生もそのように誤解されてはいないと思いますが、一応議論の整理をすると、セキュリティ、プライバシー、青少年保護というのは、これは重要な問題なので、確保しなくていいということを別に言いたいわけではありません。それをどのような法律でどのように総合的に対応していくかということを議論しないといけないと思っていて、今回のこの競争政策を担当している法律ではどこまで何をするところなのかという議論は峻別して話をする必要があると思っております。

その中で、他の行為によって目的を達成することが困難であるというのは、ここの法律の条文の意味合いはこうですよというのを、私が説明するのも何かおかしいので、是非公正取引委員会に説明してほしいのですが、私が考えるに、要するに様々なやり方で規制するときの導入理由は何か措置をするというときに、目的の正当性と手段の相当性は、これは何かもう当たり前の2基準というか、どの法律を使うときも書くので、要するに違憲立法審査基準みたいなものに似ていますが、必要最小限ということがあるので、やり方として例えばプライバシーとかセキュリティとか青少年保護とかのやり方でも具体的に議論したときに、要するに手前で本当にもうそのアプリストアは絶対に導入しては駄目だというやり方からもっとほかの中身を充実させてくださいというやり方からいろいろあると思います。それによって絶対にそこを排除しないと、オープンにすると絶対レベルが下がってしまうのかという議論については、例えばGoogleとAppleで別にGoogleさんの方で開放していて、大きくレベルが下がって何か本当に困っているという事態になっていないということからしても、要するにそこは議論をする余地があって、手前のところでオープンにするかしないか、オープンするとプライバシー、セキュリティが下がる、プライバシー、セキュリティということを選択したいのであれば今の仕組みしかないという二項対立の話ではないと思っております。

なので、あくまで競争政策の観点から正当化事由を入れている法律なので、正当化事由というのは必要最小限で運用するべきだろうということを全て勘案して書いた言葉が留意事項の3、4です。なので、うまく今の趣旨が書き切れていないかもしれませんが、今言ったことで補足するとそういう意味合いでございます。よろしくお願いします。

○依田座長 ちょっとここの答弁は一旦整理させていただいて、事務局の方からも整理していただきたいと思っております。モバイルについての特定ソフトウェアについて、その指定事業者さんが負うプライバシー、セキュリティ、青少年保護について、法的に少し整理をして、例えば総務省あるいは取引透明化法を管轄する経済産業省、あと、消費者庁の消費者保護法、あ

と、個人情報保護委員会、そして、今回のこのスマホ新法、この辺の管轄関係と、あとプライバシー、セキュリティ、青少年保護の法的な担当関係について、できる限りで結構ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、今回のスマホ新法で正当化事由がどのように規定をされているかというところから改めて御紹介をさせていただきますと、この法律の中では例えば第7条で指定を受けた事業者が他の事業者がアプリストアを提供することを妨げるですとか、それから、OSの機能を利用するということを妨げるといったことを禁止しつつ、ただし書きで正当化事由を定めています。

具体的に正当化事由としましては、サイバーセキュリティの確保等ということで、これはセキュリティの確保、プライバシーの保護、それから、青少年の保護に加えてその他政令で定める目的のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときはこの限りでないと規定をしております。先ほど新経連さんの方からも御説明を頂きましたけれども、これは基本的に独占禁止法では正当化事由に関する規定が明示的に規定をされているわけではありませんが、独禁法の運用上こうした目的の合理性、それから、手段の相当性、こういった観点から運用してきたという経緯を踏まえまして、これをこの新法でも今御説明したような形で条文化したという次第です。

一つ目の目的が合理的かどうかということに関しては、法律上、今申し上げたようにセキュリティ、プライバシー、青少年保護、その他政令で定める目的という形で法律上明記をしております、これに加えて他の行為によってその目的を達成することが困難であるという要件を課しております、こちらの後者の方が先ほど申し上げた手段が相当かどうかという観点からの評価軸でありまして、こちらはこれも従来の独禁法等も踏まえながら、ほかにより競争制限的でない他の手段がないかどうか、こういった手段から評価をしていくということが一つ考えられると考えておるところです。

また、付言させていただきますと、セキュリティの確保に関しましては、法律上サイバーセキュリティ基本法第2条に規定するサイバーセキュリティの確保ということで、サイバーセキュリティ基本法を引用しております。このサイバーセキュリティ基本法2条に規定するサイバーセキュリティにつきましては、例えばデータの漏えい、滅失、毀損の防止ですとか、それから、情報システム、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置、こうしたものがしっかりと講じられて、その状態が適切に維持管理されていることと定義をされ

ておりますので、今後、個別の問題がこれに当てはまるのかどうかということを検討しながら、更にこの定義で読み込めないものであって、先ほど申し上げた目的として合理的なものに関しては政令で個別に規定をしていく、そういった建付けの法律になっております。

こうしたところ、今後関係省庁とも連携をしながら我々公取の方で考え方をより明確化していくための検討を進めまして、年明け以降、こちらの検討会でも事務局の方でしっかりと論点を整理した上で、具体的にどのような形で解釈をしていくのか、また、それをガイドラインにどのように落とし込んでいくのか、そうしたことを御議論いただければと考えております。

○依田座長 上沼委員も先ほどの質問で、このスマホ新法ができて、そもそもプラットフォーマーやプロバイダが負うべきセキュリティ、プライバシー、青少年保護について、この競争促進的な観点でそうしたプロバイダやプラットフォーマーが負う責務についてあるいは努力義務について、その水準が下がってはいけないという問題意識を持っておられて発言されたと思いますので、何かこれに関連して気になる点があれば追加で御質問ください。

○上沼委員 日本の法律は、プラットフォームに関する義務が余りない、特に青少年保護は全然ないので、そのような法律がない状態でAppleによる自発的取組がなされるという現状があったので、ここのところをアプリ事業者としては今後どのようにされますかと聞いたら、そこは別の法律ですというようなお返事だったので、別の法律がなければ動かないということでもいいですかと聞いてみましたというのが一つ目の御質問です。

あともう一点ですけれども、結局この正当化事由を限定すべき、など、そういう考え方で一番懸念していらっしゃる点というのは、要求される費用が高くなるからということでしょうか。それともほかに何か具体的な懸念点、先ほどそれ以外のことで何か言われるのではないかみたいなことはおっしゃっていましたが、それはどんなことでも起こり得る話だと思います。そういう意味で一番懸念されているのはどこなのですか。費用ですか。

○新経済連盟（小木曾） このプレゼン資料で書いているつもりではありますが、基本的には要するに競争を促進したことによる消費者の機会の選択ということがあって、正にアプリを通じて新しいサービスをするということの機会が確保できるかどうかということで、正当化事由が仮に濫用された結果、そういうものが排除されることになるということを非常に恐れています。諸外国でも例えば迂回行為の禁止ということをわざわざ議論しているというのもそのような趣旨だと理解しております。

○依田座長 ありがとうございます。

石井委員に御意見、御質問を伺いますが、ちょうど今、石井委員が大変お詳しいプライバシー、セキュリティ、青少年保護で、このスマホ新法の中で他法律や他規制の中でどのような関係の中で捉えていくかという問題が提起されて、今の議論を聞いて石井委員、何か御発言がございますか。それが終わりましたら、石井委員からまた個別の御発言、御質問を受けたいと思いますが、今の上沼委員、あと、事務局からの御説明で何か石井委員の方から付け加えることあるいはお聞きしたいことはございますか。

○石井委員　ありがとうございます。

事務局の御説明で明確に法制度の建付けについては整理していただいていると思います。新経連様の御質問とも関わる点ですが、正当化事由の考え方として述べておきたい点があると思います。

正当化事由はある意味例外的な扱いをするということが今回のスマホ新法の中でも定められているということですが、正当化事由の背景には、ほかに守るべき法益があるからということになると思います。その例として、セキュリティ、プライバシー、青少年保護が間違いなくあるだろうということが法令に定められていると。そのほかにも消費者目線で見たときに、犯罪に巻き込まれないようにすることや、消費者がたくさんのアプリにさらされることによる不利益等の諸事情を拾った上で、何が正当化事由に当たるのかという議論をすべきだと思います。

そのような意味で申し上げると、今回の新経連様のプレゼン資料について、既に上沼先生をはじめ御質問が上がっているところではありますが、正当化事由を厳格に限定すべき、明確にすべきというようにしてしまうと、法の趣旨に反するのではないかと考えられると、これが意見になります。

要は消費者にとってアプリを使うことによるリスクをどれだけ下げてあげられるのかという目線で考えるべきだと思いますが、それを基にすると、例えば留意事項の3番でセキュリティ、プライバシー、青少年保護に限定すべきこと、正当化事由に関して立証責任は規制対象事業者にあるということで限定してしまうと、競争政策の観点からは確かに限定すべきという考え方が出てこないわけではないとは思いますが、消費者目線ではないような気がする。この点についてどういう御認識かという点をお聞きしたいと思います。

○新経済連盟（小木曾）　委員御指摘の、正当化事由を厳格に判断することは例外を認めた法律の趣旨に反するという御意見について、我々が留意事項の3ポツ、4ポツを書いている理由と今いただいた質問に対する答えからさせていただきますと、セキュリティ、プライバシー、

青少年保護というものを政策としてあるいは個々の事業者の対応としてする必要がないということは我々の団体は1ミリも言っていないということは大前提として御理解ください。

その上で、競争政策の観点で立法されたこの法律でどこまで考慮すべきかということ、私たちは更に議論させていただいております。その中では、競争を促進することによって利用者便益を向上させていくというのが競争政策だと思いますので、そのような中で正当化事由というのはあくまでも例外として内容を明らかにして運用しないと、法律の趣旨を満たせないのではないかという趣旨で資料には書かせていただきました。

○石井委員　ありがとうございます。

まず、セキュリティ、プライバシー、青少年保護の対策をアプリ事業者さんが取るつもりはないのですか、という質問をしたつもりはございません。お聞きしたいのは、正当化事由の考え方として、消費者目線で見たときに、セキュリティ、プライバシー、青少年保護に対象を限定すべきと書いてしまうと、そこから漏れの出るものがあるのではないですかという質問です。例えば犯罪、詐欺に巻き込まれないようにすることも当然入ってくるでしょうし、ほかの消費者を守るために正当化事由として考え得るものをもっと丁寧に議論すべきではないかと私自身は考えています。そのような観点から見たときに、セキュリティ、プライバシー、青少年保護に対象を限定すべきとしてしまうと、ほかは要らないとおっしゃっているように読めるので、そこはどのような御認識ですかという質問でした。

○新経済連盟（小木曾）　改めて申し上げます。先生のおっしゃっている御趣旨はよく分かります。この法律の中で正当化事由として三つを挙げられている理由をどのように考えるかというところにも当たってくるかと思っております。

我々としては、ここで例示をしていただいたものでまず対応できると思っております。ほかのものについて仮に今後議論していくということであると、そこは逆に言うと正当化事由という点で、セキュリティやプライバシーや青少年保護と並ぶようなものなのかどうかということ、を因数分解した上できちんと議論していかないといけないのかと思います。

○石井委員　その他は要らないとおっしゃっているわけではないということですね。

○新経済連盟（小木曾）　現時点ではこの三つで十分ではないかと思っています。

○石井委員　分かりました。差し当たり以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

委員の先生方を一巡しましたが、今までにあった議論、あるいはなかった議論でも結構です

が、他に聞きたいことはございますか。

上沼委員、どうぞ。

○上沼委員 先ほど要するにユーザーの選択権の保護が目的だとおっしゃっていただいて、ユーザーに選択権があることはユーザーとしてはありがたいことです。ただ、Googleの方で制限が今行われていないにもかかわらず、例えばアプリストアはほかにはほごありませんという状況なのだとすると、仮に、この正当化事由を絞ったとしても、おっしゃっているようなユーザーの選択権が必ずしも広がるわけでもないのではないかというのが割と素朴な疑問です。なので、その辺りをどのようにお考えなのか聞いてみたいと思いました。

○新経済連盟（小木曾） これはこの法案の趣旨のところにも関わるところで、現状その2社しかない市場構造をどのように変えていくのかということ、本当にもう何年もかけてずっと議論をしてきたのだと思います。それで、本当に政府側も事業者側もこれは悩みながら議論しているところでもあり、上沼先生が言っている背景も分かります。要するにその2社しかないのではないかと。残念ながら良くも悪くも現実としては2社しかないのですが、今回そのところで様々な規律を導入することによって競争が働く仕組みを入れようとしているのがこの法律の趣旨だと思います。

なので、私としてはその趣旨で法律を作ってきたのであれば、その趣旨を最大限活かした運用及びガイドラインにすべきではないかということを申し上げています。我々の団体としても2018年から実はこの問題をずっと取り扱ってきました。なので、その意味でこの法律はすごく競争政策の意味で画期的な地位を切り開いていると思うので、その画期的な地位を切り開いた運用を是非していただきたいというのが切なる思いでございます。

あとは多分そもそも公正取引委員会の事務局様にこの法律の趣旨を改めて御説明していただいた方がいいのではないかという気もしますので、よろしくお願いします。

○上沼委員 AppleとGoogleしかないことで選択の幅がないと言っているのではなくて、代替アプリマーケットを許してもGoogleの方のマーケットが増えていないのはどうしてですかということを知っているのか、その根本まではお尋ねしていないです。すみません。

○依田座長 配布資料の中にもありましたけれども、Google様のAndroidの方でGoogle Playのシェアが97%でそのほかが3%、これはどこの国のシェアでしたか。資料1の5ページ目ですね。

○新経済連盟（伊藤） こちらの出典は公正取引委員会の報告書であります、これは日本の

例になっています。

○依田座長 日本のお例ですね。分かりました。この程度ということですね。Google、Androidにおいて。

これは世界だとどのぐらいでしたか。御存じの方はおられますか。

○稲葉室長 世界全体というのは把握をしていますが、国によってまちまちでありまして、例えばお隣の韓国ではワンストアという別の代替的なアプリストアが一定のシェアを持っていたりすると聞いております。

○依田座長 承知いたしました。

ここまで皆様のご意見を伺い、新経連様からは非常に質の高い資料をご提供いただき、心より感謝申し上げます。特に、これまでサードパーティープロバイダーやアプリプロバイダーの「声なき声」を取りまとめていただき、貴重なご示唆を賜りましたことは、大変有意義であると感じております。

この新法の最も意義深い点は、事後規制では対応が遅れがちであった状況に対し、事前規制の形で特定のソフトウェアに焦点を当て、法律を通じた運用を進めることにより、説明責任が指定事業者側に明確に求められるようになる点にあります。過去の経緯についても触れていただきましたが、毎年のモニタリングが適切に機能することで、不明な点については指定事業者から説明がなされる形に移行していくものと期待しております。

資料を拝見し、特に興味深かったのは資料1の6ページに記載された「他方、グーグルは他のアプリストアを許容しているが、セキュリティ面で深刻な問題が発生した事案は聞こえてこない」という部分です。新経連様とはこれまで多様な形で議論を重ねてきましたが、サードパーティープロバイダーとしてプラットフォーマーによる不公正な取引や優越的地位の濫用に対する立場を整理し、具体的な事例をお示しいただける点を大変有り難く思っております。

モバイル・コンテンツ・フォーラム様にも同様の役割を果たしていただけると期待しておりますが、新経連様からの事例提供を通じ、共同規制が成り立つ基盤が形成されるものと確信しております。引き続き、皆様のご協力に期待申し上げます。

ヒアリングを進める中で、GoogleとAppleのビジネスモデルには大きな違いがあることが分かりました。Googleは一定の割合で市場を開放し、参入実績もありますが、他社からは「Googleの方がマルウェア感染リスクが15倍から47倍高い」との指摘があります。一方で、Googleは「それほどではない」と主張しています。この点について、マルウェアの感染リスク

だけでなく、深刻な消費者被害の実態がどの程度かを明らかにすることが、今後重要な課題となります。現場の声を引き続きお届けいただけるよう、切に願っております。

GoogleのAndroidでは、サードパーティアプリマーケットに対しディベロッパープログラムポリシー（DPP）は課さず、自動スキャン機能であるGoogle Playプロテクト（GPP）のみを適用しています。それでも、何百万もの感染リスクを持つマルウェアが検出されています。一方、Appleはセキュリティ、プライバシー、青少年保護において、GoogleやAndroidのような方式より厳しい事前審査を実施しています。これはコストや手間がかかるものの、必要な対応と主張されています。このような両者の異なる主張について、サードパーティプロバイダーの視点からのご意見は、我々にとって非常に貴重です。引き続きご協力をいただけますと幸いです。

最後に、私から一つ質問です。本日の説明で「サードパーティプロバイダーの事案は聞こえてこない」とありましたが、会員企業や非会員企業のご意見を聴取するための体制について、新経連様ではどのように整備されているのか、差し支えない範囲で教えていただけますと幸いです。

○新経済連盟（小木曾） どこまで言うかというのもまた難しいのですが、取りあえず基本的に会員企業に対しては事務局が思いつく限り何か関係あるのではないかとこのところには積極的に話をしに行っており、また会員企業と話をしていると、自分たちと似ている企業があると言って、非会員にも訪問して話を聞きに行くということもあります。

いずれにしても、経済団体としては、委員に御意見いただいたようにAppleとGoogleの差分をどのように受け止めるのかももちろんですし、それ以外のところでも今何が起きているのかという情報をお伝えする役割を持っていると思いますので、引き続き貢献したいと思います。

あと最後に蛇足で、新経済連盟は経済団体ですので、事前規制がよいということは余りないのですが、今回は全面的に支持をしており、非常に珍しいと思います。それだけ、この法律は重要な内容だと思っています。

以上です。

○依田座長 新経連さんには消費者庁の官民協議会の方で非常に御協力いただいて、様々な情報を提供していただいて、ある意味共同規制がうまくワークしているという事例もございますし、あと、取引透明化法の方も現場の声を様々届けていただいた結果、動き出すような事案というのも3年の中で出てきておりますので、このスマホ新法もしっかりといいものにしていきたいと思うので、私としては新経連さんに期待するところは非常に大でして、是非しっかりと

お願いしたいと切に希望するものでございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後に委員の皆様あるいは新経連様の方で、後で思いついたり引き続きもう少し聞きたかったことがあったら書面にてやり取りさせていただくこともございますので、是非またよろしくをお願いします。

○新経済連盟（小木曾） すみません。資料にうまく書き切れていないかもしれないので、また、皆さんから結構正当化事由のところについて御議論いただいたのですが、更に今後の運用のことを考えると、報告書という制度は1年間どのような対応をしたかとモニタリングをかけていくという設計になっているのですが、我々が一番気になっているのは、施行された瞬間にどのような方針でGoogleとAppleが取り組むのかというのがあらかじめ明らかになっていないと予見可能性に欠く部分があって、その辺がどこまで担保されるのかというところで、そういう意味での説明責任といいますか、この法律をどのように運用していくかというところも検討が必要だということもよろしくお願いします。

○依田座長 今のは意見として頂戴しておきますので、またこちらの方で検討して、しかるべき形で関わっていきたいと思います。

事務局の方で何か今の点についてございますか。

○稲葉室長 今おっしゃっていただいたように新法の中では、法律の第14条でこの新法の規制を受ける指定を受けた事業者に対して、この規制を具体的にどのような形で遵守をしているのか、遵守するためにどのような措置を講じたのか、そういったことを毎年度公正取引委員会の方に報告書を提出するという形で説明していただくという枠組みがあります。こちらは遵守報告書と呼んでおりますけれども、具体的にどのような事項を公取に報告していただくのか、また、その報告のタイミングを含めて今後公正取引委員会規則で定めていくということとしておりますので、本日の御意見も踏まえて引き続き具体的な運用の在り方について検討していきたいと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見を聞けて我々の方としても参考になりました。

それでは、新経済連盟の皆様におかれましては、ヒアリングに御対応いただきまして誠にありがとうございました。

次の議題に移りますので、新経済連盟の皆様にはここで御退室を頂きます。

(新経済連盟退室)

○依田座長 それでは、続けて進めていきます。

新法の第5条に係る規定について、資料3に基づいて事務局から御説明を頂きます。その後、御意見、御質問のある委員の皆様から手を挙げて御発言を頂きます。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、本日残りの時間で新法の第5条に係る規定について御議論いただきたいと考えておりまして、まずは事務局の方から資料3に沿って御説明をいたします。

この新法5条の規定につきましては、取得したデータの不当な使用の禁止を規定しております。この趣旨といたしましては、オペレーティングシステムやアプリストアを運営しているプラットフォーム事業者は、その運営を通じて他者のアプリの利用状況や売上げ、仕様などといったデータを取得できる立場にありますので、そうしたデータを他社と競合する自社のサービスの開発や提供に利用することによって、自社を競争上有利な状況に置くことができる立場にあるということが言えるかと思えます。したがって、こうした点を踏まえて競争上のイコールフットイングを図る観点からこのような第5条の規定を設けたところになっております。

具体的には資料1ページの第5条を御覧いただきますと、法律で、指定事業者は、例えばOS、基本動作ソフトウェアに関して、アプリの利用状況や作動状況、その他公正取引委員会規則で定めるデータについて、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用することを禁止しております。

本日御議論いただきたい主な事項としては、同じページの下に3点掲げております。1点目といたしまして、今御説明しましたように第5条の規制の対象になる具体的なデータについては、公正取引委員会規則で定めることになっておりますので、どのようなデータをこの規制の対象とすべきかという点でございます。

それから、2点目といたしまして、このデータの使用の禁止については、これも条文上、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用することが禁止をされておりました、この競争関係にあるということを具体的にどのように捉えていくかというのが論点としてございます。

最後に3点目といたしまして、先ほどの新経連のヒアリングでもありましたが、こうしたデータの使用というのは外から非常に見えづらいということもありますので、この第5条の規制

の実効性をどのように担保していくべきかという論点を設定しております。

一つずつ具体的に見ていきますと、まず論点の一つ目といたしまして、使用の禁止の対象とすべきデータの範囲をどうすべきかというものであります。こちらにつきましては、先ほど御説明したようにOSやアプリストアなどの運営を通じてプラットフォーム事業者は多種多様なデータを取得可能でありますので、こうしたものを網羅的にカバーできるようにする必要があるのでないかということと、それから、今後の市場の変化などによりまして、この取得可能なデータというものも変化をしていく可能性がありますので、そうした変化に柔軟に対応できるようにする必要があるのでないかと考えております。

一方で、指定事業者や、その指定事業者が提供するプラットフォームを利用する関係事業者における予見可能性もしっかり確保していく必要がありますので、この規制の対象となるデータについては、可能な限り具体的なデータについて例示を行うことが適当ではないかと考えております。こうしたことを踏まえますと、この対象とすべきデータについては、公正取引委員会規則においてはデータが生成される場面などに着目をして、網羅的にその類型を定めるとともに、ガイドラインにおいてその具体例などを定めていくというように規則とガイドラインで役割分担をすることで、こうした対応が可能になるのではないかと考えております。

また、先ほど申し上げた市場の変化などに関しましては、その実態を踏まえて今後継続的に見直しを行って、必要に応じてデータの具体例の追加などを行うことが適当であると考えておりまして、こうした旨もガイドラインにしっかりと明記をしていくことが重要ではないかと考えております。

具体的にどのようなデータを念頭に置いているかというのは3ページ以降に書いておりますが、こちらでは基本動作ソフトウェア、OSを例にそのイメージを記載しております。この表の左側を御覧いただきますと、まずデータの生成される場面などに着目した類型ということで、①、②、③と記載をしております、それぞれの類型に該当する具体例についても記載をしております。

例えば、①ユーザーの属性に関するデータについては、アプリの利用者の氏名や年齢、それから、端末固有のIDなど、また、②のアプリの利用状況や作動状況に関するデータについては、具体例としてはそのアプリの利用時間や利用の頻度などを想定しております。さらに、③のアプリの仕様などに関しては、そのアプリでどのようなサービスが提供されているかというサービス内容などを想定しております。こうした具体例に記載をしておりますデータを念頭に、

この一番左側に記載をしているような類型ごとに公正取引委員会規則で規定していくことが適当ではないかと考えておるところです。

続いて、6 ページを御覧いただければと思います。

まず、論点の二つ目ではありますが、取得したデータの使用の禁止の対象となる競争関係にある商品・役務についてどのように考えるかという点ですが、この5条の立法の趣旨といたしましては、先ほど御説明したように競争上のイコールフットイングを図るという点にあります。この取得したデータの活用は他方でイノベーションにもつながり得るものですので、例えば指定事業者が提供するOSの処理速度などの改善のためにアプリのデータを使用することまで禁止されるものではないと考えております。

一方で、こうした取得したデータを個別ソフトウェア、アプリ以外の競合商品やサービスの開発などのためにも転用することが可能ですので、そうした場合もこのイコールフットイングを図るという観点からは取得したデータの使用が禁止される競争関係にある商品又は役務というところを含めるべきではないかと考えておりまして、したがって繰り返しになりますが、この対象としては個別ソフトウェアのみならず個別アプリ事業者が提供する商品・役務と競争関係にあるもの、これは例えばスマートフォンと併せて利用される周辺機器などを想定しておりますが、そうしたものに対してもこの規制が及ぶことをガイドラインで明確化してはどうかと考えております。

最後に三つ目の論点ではありますが、この規制の実効性をどのように担保すべきか、そのための方策としてどのようなものが考えられるかという点であります。

こちらにつきましては、どのようなデータを社内で使用したかというのは外部からの検証が極めて困難でありますので、外部から検証可能な形にするためにはどうしたらよいかという観点で考えますと、今回のスマホ新法の第10条においてはデータの管理体制の開示義務が規定されておりますので、こちらの10条の運用を通じて管理体制の整備状況を開示していただくとともに、公取に対しても管理体制の整備状況についてしっかりと報告をしていただくことで、こうした不当な使用が行われないような体制がしっかりと構築されているかどうかということを検証していくことが考えられるのではないかと考えております。この点についても併せてガイドラインで明確にしていってはどうかと考えておるところです。

事務局からの説明は以上になります。

○依田座長　ありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様からただいまの事務局の説明について御意見、御質問を伺いたいと思っています。基本的には順番ではなくて挙手をお願いしたいと思っていますが、起こり得る御意見、御質問をカテゴリーごとに分けていくと、経済法、競争政策的な観点からの御意見、御質問、あと、技術的な観点やアプリビジネス的な観点からの御意見、御質問、プライバシー、セキュリティ、青少年保護等の観点からの御意見、御質問等があると思うので、今言った順番で少しずつ進めた方がまとまった回答をしていただくときに容易かと思いましたので、まずは競争政策の観点からただいまの議題について、御意見、御質問を伺いたいと思っています。

そうしますと、経済法や競争政策を専門とする先生方から、まず何か御意見、御質問があったら御自由に発言していただいて結構ですが、どうぞ。

では、滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員　ありがとうございます。

私は、事務局から提案されましたこちらの原案に異存ありませんけれども、その上で、論点の2番目と3番目につきまして一言だけ申し上げさせていただければと思います。まず論点2番目について、事務局の御提案のとおり、5条を読む限り、個別アプリに限定するとは読めませんので、このように広く禁止される旨を明確にガイドラインなどに書き込むという方針に賛成させていただきます。

それから、3番目の担保の仕方として、具体的に検証可能なように公正取引委員会に報告してもらおうということに賛成いたしますけれども、資料では10条を挙げていただいておりますが、端的に14条1項2号でそういう旨の報告をしてもらう形で詳細を定めるということでもよいとも考えております。

また、事務局の資料参考8にありますDMAの運用状況なども参考にしながら詰めていくということになろうかと思います。

単なる意見ですけれども、以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

経済法、競争政策の観点からの御意見を一通り聞いてから事務局に御回答いただければと思います。

伊永先生、どうぞ。

○伊永委員　ありがとうございます。

私も全体的に事務局案に賛成です。データの内容につきましても、規則には取得状況などを包括的に書いていただきつつ、ガイドラインの記述との２段階で明確化を図るということで十分要望には応えられるのではないかと思います。

１点確認と、それから意見があるのですが、今回のスマホ新法ではDMA13条にある迂回防止措置が入っていないため、この点に配慮した規定ぶりが必要かと思っています。要するに、新法の５条で読める範囲を法の趣旨の範囲内でかなり包括的に読めるようにしておいた方が迂回防止になると考えられますので、そこに心を砕くというのは必要かと思います。

この点でまず確認ですが、例えばここでのデータというのが加工されたデータである場合とか、他のアプリから得たデータを組み合わせて用いる場合というのも、当然この規定の違反になると考えておりますが、そのような理解でいいのかというのが確認させていただきたい点です。他の経路から入手したデータ、例えばブラウザから入手したデータが組み合わされて利用される場合、この場合はブラウザの方の規定でも違反にできるという理解でいいのかというのが確認したい点です。まずこれからお願いします。

○依田座長　まずは一旦ここまでで、事務局の方から御回答をお願いいたします。

○稲葉室長　ありがとうございました。

まず、今の伊永先生の御指摘に関しましては、我々事務局といたしましても取得したデータを加工した場合ですとか、更にほかの経路から取得したデータと組み合わせて使用する場合、こうしたものも特段法律上の制限がありませんので、当然に含まれると考えております。御指摘いただきまして、この点も非常に重要だと考えておりますので、今後ガイドラインで考え方を明確化していくに当たっては、今御指摘いただいた点も含めて具体的にどのような文言で規定をしていくかということを検討してまいりたいと考えております。

それから、滝澤先生から御指摘のありました論点３に関連して、この10条のところは少し私の説明が不十分だったところもありますので、若干補足させていただきますと、まずこの10条をどのように運用していくかという点に関しては、今後の検討会でも改めて御議論いただきたいと思っておりますし、また、併せて滝澤先生から御指摘のあった14条の遵守報告書において、この10条についてどのような点を報告していただくかという点も含めて公正取引委員会規則で定めていくこととしておりますので、この点も引き続き御意見を踏まえて検討していきたいと考えているところです。こうした５条の実効性を確保するために10条を活用して、14条に基づいてしっかり報告をしていただくということも含めて、ガイドラインの５条ところの考え方と

して明確化をしていくことができればと考えているところです。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、ほかに何かありましたら、どうぞ。

○伊永委員 あとはコメントになります。

当然含まれると確認できましたので、その前提に立ったうえで、例えばアプリストアで得たデータとブラウザで得たデータを統合して利用されることも当然禁止対象になるわけですが、それがブラウザの規定だろうとアプリストアの規定だろうと読めるようなデータの特定の仕方をしていただきたいというのがコメントになります。要は、他の情報を組み合わせて使う場合にどちらの規定でも読めなくなるというようなことが生じないようにした方がよいという意見です。

これに更に一步進めまして、例えば前回Appleのヒアリングでも出てきたAppleインテリジェンスのようなA I 機能がありますけれども、どうやらAppleによりますと、アプリとして提供するのではなくてOSの一機能として提供するということでしたので、OSの機能が拡大されるようなこともあるわけです。これまでアプリストアで販売されていたようなものがOSの機能として統合された場合でも、ここでの規定に該当できるようにしなければいけないと思いますので、若干将来的な見通しも持って、そうなった場合でも例えば1号で違反にできるように被らせて規定を作るか、それか包括的な規定を残しておくかをした方がいいかと思っています。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、次に技術、アプリビジネスの観点で少し御意見いただきたいので、日高委員、仲上委員、御発言がありましたらどうぞお願いします。

どうぞ日高委員。

○日高委員 それでは、1番のところにある非公開データの部分について、基本動作ソフトウェア事業者とアプリストア事業者と、あとブラウザという三つの観点が分けられていますけれども、GoogleとApple、こちらのOSとアプリストアの役割の部分について、彼らのスタンスの違いから機能差が生まれてくるケースがございます。例えば通知等に関わる部分では両方に記述があったほうがよい項目、OSの機能でもありアプリストアの機能でもあるという技術的な内容がありますので、ここの整備する項目に差がある場合は十分注意して中身を精査いただくのがよろしいかというところと、あとは個別ソフトウェアの技術的仕様を書いてあるくだりの参考情報として、Googleは開発者向けにアプリストアの同じカテゴリーのソフトウェアの品

質情報を統計処理して公開しております。意図としましては、アプリがクラッシュするとUX体験が悪くなるという品質部分から競争を促進するという理由です。これはより良いアプリを作ればインストールされやすくなるという意図で、彼らは公開しているはずですので、この用途には競合サービスで使用するという形が、間接的に競合他社に提供するケースも存在します。このような利用例がどのように整理できるのかというところは少し気になりました。

以上になります。

○依田座長　ありがとうございました。

仲上委員、どうぞお願いいたします。

○仲上委員　ありがとうございます。

第5条に関してですけれども、ガイドラインとの分割に関しましては、御説明いただいたとおりで賛成させていただいて、この方針で進めていただければと思っております。

論点1の指定事業者が競合サービス等へ使用することを禁止すべき非公開データですけれども、データの例が出ているページの基本動作ソフトウェア事業者の不当な使用を禁止すべきデータの具体例として、これから個別のデータについては議論がなされるところかとは思いますが、ユーザー属性等についてはAndroidにしてもiOSにしても指定事業者の運営するサービスのエコシステムと密接に結びついた仕様になっているかと思っておりますので、その利用が実際に他のサービス、今後提供されていくようなサービスに利用禁止とされてしまうと、これは逆に消費者に対して不利益が生じ得るのではないかというところについては慎重な議論が必要かと思っておりますので、ここについては留意していただければと思います。

以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

事務局の方から御回答がありましたらお願いいたします。

○稲葉室長　ありがとうございました。

日高委員、仲上委員からいずれも重要な御指摘を頂いたと思っております。我々としても、本日御指摘いただいた内容やこの検討会で御議論いただいた内容を踏まえて、引き続き関係事業者などにもよく話を聞きながら具体的にどのような範囲で、かつそれをどのような文言で規則やガイドラインで定めていくのかという検討を引き続き進めていきたいと思っておりますので、その際には本日いただいた御指摘をしっかり踏まえて検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

では、続きまして今度はプライバシー、セキュリティ、青少年保護等の観点から、この辺は競争政策とプライバシー、セキュリティのバランスの問題になってくるので、何かお気づきの点がございますか。

上沼委員、どうぞ。

○上沼委員 サードパーティークッキーの廃止の問題で、様々な情報をApple I Dに集めるといった話が出ていまして、そういう意味でOS事業者のところにデータが集まることについては非常にユーザーとしては心配しているところです。なので、多分ここに書いていただいているものでそういうものも含めてカバーできるという認識ではありますけれども、そのような集まってくるデータ、OSとは関係なくても入ってくるものもカバーできるようにしておいていただけると有り難いかと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

一通りプライバシー、セキュリティ関係でお聞きできればと思っております、どうでしょう。石井委員から何か気になる点はございませんか。

○石井委員 ありがとうございます。

上沼先生御指摘のサードパーティークッキー廃止の問題は、うまくプライバシー保護を進めると逆に競争政策上問題が生じるのではないかという論点だと思いますが、それは競争上の不当なデータ使用に当たり得るという前提でよろしいのでしょうか、そのデータが集まってくることについては。

○依田座長 では、一旦ここで区切って、事務局から御回答いただければと思います。お願いいたします。

○稲葉室長 ありがとうございます。今回の5条の規制というのは、取得そのものが例えばプライバシーの観点からどうかというようなものではございませんでして、取得したデータをその後どう利用するかというところに関して、例えばOS上取得したデータを、そのOS自体の改良のために使うというのは、これは通常の経済活動、ビジネスの活動としてあり得る話だと思いますが、そうではなくて、OSを提供している立場から取得をしたデータを別のレイヤー、例えば競合するアプリを開発するためにそのデータを使用すると、こうした場合には、競争上、プラットフォーム事業者が有利になり得るということから、そうしたデータの使用を競争上不当な利用というふうに位置付けて規制をするものになっております。

したがって、データが収集されるところに関しては、今回の規制が直接的に及ぶものではないというのがまず一つ目としてあります。更に、もう一步踏み込んで一般論としてですが、お答えをいたしますと、この法律との関係で、データが集中することそれ自体が何か不当な利用だというふうにみなされたりするということではありませんでして、飽くまでも収集したデータをどう利用するかというところに着目をして規制をしていくものと御理解をいただければと思います。

○石井委員 ありがとうございます。データの利用のところで縛るというのは分かりましたが、不当な利用となると、それは法令に違反する違法なデータの取扱いだという理解になるのでしょうか。

○稲葉室長 第5条との関係で、不当な利用という言い方で申し上げましたが、第5条ではそうしたOSやアプリストアを運営する立場を利用して取得したデータについて、そのデータの取得元であるアプリ事業者と競合するような商品やサービスの提供のために利用することを禁止しておりますので、これに該当する場合には本法に違反するデータの利用ということになると考えています。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。更に、できれば上沼先生に御意見伺いたいことがあります。個人情報保護法の中にも不適正な利用の禁止などの規定があるのですが、個人情報保護法上はよろしくない扱いと、今回の5条の議論は重なることがあり得るのかどうかということが気になっていて、上沼先生が問題意識等お持ちであれば、お考えをお聞かせいただければと思っています。

○上沼委員 目的に書いていないと駄目かと思っているのですが、目的に競合というか、自社又は子会社のサービスの開発のために使いますというように書いてあると、個人情報保護法は通ってしまうので、それは駄目とするのがこの5条かと思っていました。

○石井委員 不適正利用に引っ掛かる可能性はないでしょうか。

○上沼委員 黙って使ったら引っ掛かる可能性はあると考えております。重なることはあり得て、ベン図で言うと、間は重なっていて両側にはみ出ているイメージかと思っています。

○石井委員 例えば違法行為、不適正利用の条文では、で違法又は不当な行為を助長誘発となっている中で、そこでいう「違法」は、個人情報保護法の通則ガイドラインだと、貸金業登録を行っていない事業者、破産者マップ事件、暴力団とか、いかにもという例が挙げられているのですが、5条違反というのも場合によっては含まれる、黙ってやった場合は、目的に書いて

いなければということですかね。

○上沼委員　という理解です、私は。

○依田座長　今の点について事務局の方からも御回答いただきましょうか。

○稲葉室長　すみません、事務局の方でも個情法との関係は現時点ではまだしっかりと整理ができていない状況でして、本日頂いた御指摘も踏まえて個情法との関係についても今後整理をしていければと思います。

○依田座長　石井委員、今の論点は事務局の方で預かって検討いただきます。

岩成局長から御意見がありますので、どうぞ。

○岩成局長　1点だけ補足的に申し上げておきます。5条のところは、見出しのところに「取得したデータの不当な使用の禁止」と定めているわけですが、条文自体でどういうことを禁止しているかというところでは不当とかそういう言葉を使っているわけではなくて、外形的な行為自体からこういうことを禁止するのであるということを定めておりますので、個情法とこれとの比較の仕方が難しい面があるのではないか、というのを聞きながら思ったところですよ。

○依田座長　いずれにせよ、今は預からせていただきます。石井委員どうぞ。

○石井委員　ありがとうございました。確かに建付けが違うというのはおっしゃるとおりだと思いますし、競合するのかもしれないと考えが整理されておらず、この場で上沼委員にお伺いしてしまいました。また教えていただければと思います。方向性としては、データの範囲は広く取った上で何が不当になり得るのかを評価していくという方針だということですので、この条文としては一つの方向性が明確になっていると思います。何か異論があるわけではないということです。あとは今日御説明いただいた方針がより分かりやすく説明されていると望ましいかと思います。御議論いただきたい事項と書いていただいている中の1、2、3で事務局の説明に対して何か疑問点があるというわけではないです。ありがとうございました。

○依田座長　ありがとうございました。では、まだ御発言いただいていないお二方のうち、山田委員から何か気になる点、御意見ございませんか。

○山田委員　ありがとうございます。1点ですが、この条文はタイトルだけに「不当な」と書いてありますが、それから例えば生成AIのデータ取得、今データのソースの取り合いになっているわけですが、例えば何かOSを走らせているプレーヤーが提携を結ぶみたいなこともあり得るわけですね。その場合にオーケーであるということが、もちろんタイトル

にだけ「不当な」というのが書いてあるので、そういう場合でももちろん個人情報とか一般論はやった上で、契約としてそのアプリディベロッパーとかアプリストアから取るということが、契約なり約束としてはオーケーだったらいいいというところが抜けていないのではないかというのを思ったので、何で抜けばいいのか、「不当な」で読み込めるからいいということはあると思うのですが、多分OSのプレーヤーは提携などがスパゲティボウルのように様々あるので、条文だけだと、タイトル以外でオーケーのものは抜けるという規定が読み込めないかと思いました。そこは考えていただいた方が安心なのかと思いました。

以上です。

○依田座長 今の論点についてどうですか。

○稲葉室長 まず、繰り返しになりますけれども、確かに5条の見出しには取得したデータの不当な使用の禁止とありますが、何が不当かというところは条文の中で個別に規定をしておるところでして、どういう場合がこれに該当するのかというのは、更に今後ガイドラインで詳しく明確化を図っていきたいと思っております。

それからもう一点付け加えると、実態といたしましては、これまで実施してきた過去の公正取引委員会の実態調査ですとか、また内閣官房のデジタル市場競争会議の競争評価を通じて、AppleやGoogleは、今回の参考資料の方にも載せておりますけれども、こうした取得したデータを競合するサービスの開発などには活用していないと説明をしているところです。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、増田委員、何か気になる点がありましたらお願いします。

○増田委員 3の項目において、管理体制の整備状況を開示するということと、それから公正取引委員会に報告するというのが提案されていますけれども、まずどういう内容を開示するのかとか、それを検証することが公正取引委員会に求められるのだらうと思いますが、非常に大変な内容だと素人ながらも推測します。それについて、技術者も必要だらうと思いますが、人員確保も必要だと思いますが、その点について教えていただければと思います。

○依田座長 事務局、お願いいたします。

○稲葉室長 まず、具体的に何を開示していただくかというところは、今後、公正取引委員会規則の方で、遵守状況報告書の開示事項ということを決めていきますので、そこで詳しく決めていければと思っておりますが、6ページにも書かせていただいていますように、データの利用に係る意思決定プロセスということで、取得したデータを利用する際に、どのような意思決

定をするのかですとか、また取得した部門と利用が想定される部門との間でどのような形でファイアウォールが敷かれているかとか、そのようなことを含めて管理体制を整備されている場合に、その状況を報告していただくということが一つ考えられるのではないかと考えているところです。

また、これを検証していく上で体制の整備も必要ではないかという御指摘がありましたが、正に我々もこの規定を含めて今後スマホ新法を実効的に運用していくためには体制の強化が必要だと考えておりまして、それは量的な部分だけでなく、質的な面も含めてセキュリティなどのデジタル分野の専門人材を確保していく必要があると思っておりますので、そこも併せて今、施行準備ということで下位法令やガイドラインの規定をどうするかというところを中心にこの検討会では御議論いただいておりますが、並行して体制整備の方もしっかりと進めていきたいと考えております。

○依田座長　ありがとうございます。一巡しましたが、他に御発言がありましたらお願いします。

では、石井委員、お願いします。

○石井委員　先ほどの御質問のやり取りを伺って確認したい点が出てきました。不当な使用というときの「使用」というのは、データの取扱いのどのような態様を示しているのかという点です。データが集まること自体は制限されるわけではないとなると、収集は許されるのか、使用というときに、どのような取扱いであれば問題になり得るのか、更に生成は「使用」に含まれるのか等、その辺は整理しておく必要はないでしょうかという御質問です。

○稲葉室長　法律上、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用すると規定されておりますので、例えば売れ筋のアプリに関するデータを取得して、そのデータを同じようなアプリの開発などに用いることを、この「使用」の具体的な場面として想定しているところです。

他方で今御指摘いただいたように、「使用」に関しても具体的にどのような段階から使用に当たるのかとか、こうしたケースは当たるのかという議論があり得ると思いますので、その点も含めて今後ガイドラインでどのように明確化を図っていくことができるかということを検討していきたいと考えております。

○石井委員　分かりました。「使用」の態様自体は問わなくて、例えば競争関係にある商品又は役務の提供のための使用という御説明がありましたけれども、ほかの文言との関係で、駄目な取扱いについて絞っていくということですか。取得が駄目な場合もあり得ますか。

○稲葉室長 基本的には取得そのものを規制するものではありませんので、取得したデータをどのような形で、具体的にはどのような競争関係にあるサービスの提供などのために用いた場合に違反をするかどうかというところで、今後考え方の明確化をしていければと考えています。

○石井委員 差し当たり分かりました。以上です。

○依田座長 ここまで一通り聞いて経済法、競争政策の観点から気になることはありますか、滝澤委員、伊永委員の方でありましたらどうぞ。

○伊永委員 今、石井委員が言われたように、データを取得、収集して蓄積し、更にはアナライズして、その後利用するというような処理の流れがあるわけですが、データ処理の流れのどの段階から違法にすべきかというのは、「使用」という言葉の文言解釈かと思っています。しかし、取得しただけで「使用」と同視できるかといったら、なかなかリーチが長くないと難しいというか、文理と距離があるような気がします。一方で、競合する商品の提供のために使用することを前提に加工した状態とか、そのようなところまでいけば十分「使用」という文言の範囲で規制ができるという考え方もあるかと思います。この辺りは実際に使用したことの立証が難しい場合に決め手になる解釈かと思っていますので、重要だと思いました。

それから、正当化できる場合があるときに、読むならばどの条文の文言で読み込むのかということになりますが、手掛かりになるような文言が条文にないのはなぜかという、基本的にはやはり問題がある行為だからということだと思います。競争者のデータを競合品のために利用するということが自体が基本的にはまずいという理解だと思いますので、例外的に正当化できる場合もあるかもしれませんが、DMAでもそのような正当化を認めておりませんし、本件でも基本的には違反になるものと考えています。あとはコンプライアンスレポート、遵守報告書において技術上の問題等を含めてどこまでを許容すべきかという議論が個々のケースで起きることになるかと思いますが、ガイドライン上は正当化事由を書かなくて良いのではないかと思います。

以上です。

○依田座長 滝澤委員、ありましたらどうぞ。

○滝澤委員 ありがとうございます。今の石井委員と伊永委員の御発言に付加するコメントをさせていただくことと、別のコメントを一つさせていただきたいと思います。

まず、石井委員から問題提起いただいたところですが、「使用」という文言の解釈の問題ももちろんあると思いますが、目的を立証できるかどうかというところが重要だと思って

おりまして、例えば統合したりしたデータがある目的にしか使えないというのであれば、その目的のために統合して使用したと言えらると思ひますが、ほかにも使えらるるとなると、その目的を立証しなければならなくなってしまうので、この目的の立証が難しい点なのではないかと理解しております。以上が第1点目です。

第2点目、正当化事由につきましては、基本的に伊永委員がおっしゃったとおりだと思ひますけれども、本当に今は想定されなないけれども、考えなければならなない正当化事由が出てきた場合には、1条の目的規定は全体に掛かっているわけですので、そこから導き出すというのはあり得るだろうと思ひます。ただ、現時点でガイドラインに書く必要はないという点で、伊永委員に賛成いたします。

それから、最後の点は確認ですけれども、論点の2の部分について、潜在的競争は入るのでしょうか、という確認です。5条には、「当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務」とまず書いてあって、これは既にその商品又は役務を提供しているようにも読め、そうした「商品又は役務と競争関係にある商品又は役務」となっているので、競争関係が既にある、むしろ先に他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務があって、そこに後から競争関係にある商品又は役務を提供するようにも読めますが、例えば一緒に開発競争をしていて、同じようなアプリをリリースするというような場合について、これを読み込めるのかどうか、教えていただければと思ひます。よろしくお願いします。

○依田座長 それでは、ここまでのところで御回答できる範囲において、事務局からお願いします。

○稲葉室長 最後の滝澤委員からの御指摘の点については、例えば法律上、データの例示としてアプリの仕様に係るデータが規定をされておりますので、そうしたことを踏まえまると、どの段階から潜在的と捉えるかという問題はありますが、例えばアプリがリリースされる前であっても、そうしたデータを用いて、それと競合するようなサービスの開発を行うことは可能だと思ひますので、そのような意味では潜在的なものも含まれると考えております。今の点も重要な御指摘だと思ひますので、ガイドラインでどのような形でこれを明確化できるかということこれから検討していければと考えております。

更に、繰り返しになりますけれども、伊永委員、石井委員、滝澤委員からも頂きました、使用をどの段階で捉えるかという論点についても、本日頂いた御指摘を踏まえながら、引き続き事務局でガイドラインにどのような形で反映できるかどうかというところを検討していければ

と考えております。

○依田座長 ありがとうございます。また、ここにつきましては引き続き検討を進めていただいて、また適宜検討が進んだら御回答いただける部分もあるかと思っております。

ほかの委員の先生方、どのような観点でもいいですが、何か御発言はございますか。一旦今日のところはここまででよろしいですか。

では、事務局から何かここまでの議論をまとめて、御発言はございますか。

○稲葉室長 繰り返しになりますが、本日様々な御指摘を委員の先生方から頂きました。引き続き我々事務局としては、本日の御指摘も踏まえて公正取引委員会規則やガイドラインにおいて、具体的にどのような文言を用いて規定をすべきかという検討を進めていきたいと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。それでは、新法の第5条に係る規定については、本日、委員から出された御意見等も踏まえながら、引き続き事務局において公正取引委員会規則の制定やガイドラインの策定に向けて検討を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に、事務局から事務連絡等をお願いいたします。

○稲葉室長 2点ございまして、まず1点目が、この検討会の第2回、10月25日に開催した会合でも皆様に御議論いただきましたが、今回の新法の規制対象事業者の指定に係る基準を定める政令と関連する公正取引委員会規則につきましては、御議論いただいた後、パブリックコメントの手続を経て、先週12月10日に成案を公表させていただきました。こちらについては今週12月19日に指定に係る規定が一部施行されることに伴って、関係政令と規則も施行されるということになります。年明け以降、この新法の規定に基づいて関係事業者から届出が行われることとなりますので、届出内容の精査なども経て、指定の手続を進めてまいりたいと考えております。

また、2点目ですけれども、次回の検討会、第6回になりますが、こちらは1月下旬で調整をしておりますので、詳細は追って事務局から御連絡さし上げます。

以上になります。

○依田座長 どうもありがとうございます。岩成局長、何かここまでのところでありましたらどうぞ。

○岩成局長 今回でこの検討会は5回目だったと思いますが、非常にインテンシブに御

議論いただきましてありがとうございました。年明けからより個別論点の詳細にわたっていくことになると思いますので、是非引き続き活発な御意見を頂ければと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○依田座長 ありがとうございました。これでこの検討会でのヒアリングは一通り終わったことですので、ここからはヒアリング等を踏まえて具体的な下位法令やガイドラインの策定に向けた検討を進めていく形になります。委員の皆様におかれましては、かなり大変な議論にインテンシブに付き合ってください、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。どうもありがとうございます。